

## 社会福祉法人あしなみ 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしなみの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費交通費はこれを支払わないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

### (役員の月額業務報酬)

第5条 前々条における理事会等への出席、及び前条における業務にあたった日数が、月10日以上の理事長及び理事長以外の役員に対しては、前々条及び前条にかかわらず別表3に定める月額業務報酬及び実費交通費を支払うことができる。

2 前項の月額業務報酬が支払われた理事長及び理事長以外の役員に対しては、支払いの対象となった月における前々条及び前条に係る報酬は、これを支払わないものとする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務等にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情解決第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費交通費はこれを支払わないものとする。

2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応等の業務にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会出席以外の日において、評議員選任・解任等に係る業務にあたった場合は、別表2に定める報酬と実費交通費を支払うことができる。

(出張交通費等)

第9条 役員及び評議員、苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員が、法人業務のため外出または出張する場合は、交通費等を支給することができる。

2 前項により支給することができる交通費等は、社会福祉法人あしなみ旅費規程第2条に旅費として定められた経費とする。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成27年9月16日より施行する。

この規程は、平成29年1月18日より施行する。

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	備考
理事会出席報酬	3, 000円	
評議員会出席報酬	3, 000円	
苦情解決第三者委員報酬	3, 000円	
評議員選任・解任委員報酬	3, 000円	

別表2（日額）

名 称	報 酬	備考
理事長業務報酬	5, 000円	
理事及び評議員業務報酬	3, 000円	
監事監査等指導報酬	5, 000円	
苦情解決第三者委員報酬	3, 000円	
評議員選任・解任委員報酬	3, 000円	

別表3（月額）

名 称	報 酬	備考
理事長月額業務報酬	60, 000円	
理事長以外の役員月額業務報酬	36, 000円	